

紹介手数料の返戻金に関して

株式会社 KLC 総合人材サービス事業部

許可番号：27-ユ-304458

1.採用者が入社日までに、自己都合により入社に至らなかった場合は、返金請求書によって紹介手数料の 100%（消費税及び地方消費税相当額を含むものとする）を入社辞退の通知を受けた月の翌月末日までに、返金するものとする。但し、採用者に対する処遇及びその他労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることが判明したことに起因する場合はこの限りではない

2.採用者が自己都合により退職または自己に起因する理由による解雇となった時は紹介手数料を退職又は通知を受けた月の翌月末日までに、下記条件と料率に従い、返金するものとする。

(1)入社日より 1 カ月以内：受領した紹介手数料の 50%

(2)入社日より 3 カ月以内：受領した紹介手数料の 20%

3.採用者が自己都合により退職または自己に起因する理由による解雇となり、前項に基づき紹介手数料の返金を請求する場合、採用者の退職申出日または解雇通知日、退職または解雇事由を書面により通知するものとする。

4.前項に基づき通知を受けた場合退職または解雇事由に疑義のない限り、2 項に定めに基づき算出される返金額を当該通知を受領した月の翌月末日までに返金するものとする。